

第二号書式（大二閣令一・追加、大八閣令九・昭二三總序令一・一部改正）

申牒書

本人ノ氏名

一勾留、拘禁、釈放又ハ放免ノ日

一刑ノ執行猶予ノ言渡アリタルトキハ裁判確定ノ日及執行猶予ノ期間

一刑ノ執行猶予ヲ受ケ勳章ヲ褫奪セラレサル者執行猶予ノ言渡ヲ取消サルルコトナクシ  
テ猶予ノ期間ヲ経過シタルトキハ其ノ旨

調査事項	年金ノ種類
年金証書ノ番号	年金額
年金賜与ノ年月日	年金額
賜与當時ノ官職	年金額
賜与當時ノ所属庁又ハ部隊	年金額
明治三十七八年戦没ニ関スルモノハ発表官報年月日及頁数	右勳章褫奪令施行細則第二条ノ規定ニ依リ及申牒候也

年 月 日

官 職 氏 名 印

賞勲局總裁

備 考  
年金証書ノ番号ヲ記載スルコト能ハサルトキハ勳記ノ番号ヲ記載スヘシ  
年金証書ノ番号又ハ勳記ノ番号ヲ記載シタルトキハ他ノ調査事項ヲ記載スルコトヲ要  
セス